

# 東日本大震災

## 今、私たちにできること

昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年。復興へ向けてさまざまな支援活動が行われている被災地では、今、何が必要とされているのでしょうか。

本村在住の山本峰夫さん（第七駐在）は、震災当初から現在も支援活動を続けられています。今回活動に向かわれたのは、宮城県石巻市の「湊公民館」。現地での出会いや被災地の今について、山本さんから話をうかがいました。



やまもとみねおか  
山本峰夫さん

被災後1年が経過。街の中はかなりきれいに片付いたよう見えるが、集められたがれきの山が異様に映る。これは地元だけでは処理できない量だ。なぜ処理を拒む自治体が多いのか？ 一日も早くがれき処理の引き受け自治体が名乗りを上げて欲しいものだ。これなくして復興はありません。

震災数日前、あるテレビ局が取材。大々的に荒波牡蠣を売り出そうとした矢先、震災に遭遇。企画は頓挫した。茫然自失していた石森さんは、東京のスタッフの支援を受けて立ち上がった。

残された船、種牡蠣やロープなどの支援を受け、牡蠣養殖を再開した。しかし加工処理施設がないため出荷ができない。そこで思いついたのが「牡蠣一口オーナー制度」だ。オーナーにお金を出してもらい、出荷が始まれば牡蠣を送るという。私はフェイスブックでこの活動を知り、直ぐに参加した。熊本のローカルネットにも協力を依頼した。

しかし、本気で支援するには彼に会い話を聞いて実情を知らなければ……との想いから今回の支援の旅にでた。

被災当初必要とされていたものは、食料と衣料。そして医療と次に住まい。命を保つためにには不可欠な支援だ。この期間は3ヶ月で終了。次に、がれき処理や仮設住宅も必要となる。半年から1年が目途。そして一年が経過すると働く必要が生まれ、学校の問題も発生する。

私は、今後の課題として被災者の生活を立て直すための場（牡蠣加工工場建設）作りが必要だと思う。補助を待つているだけではダメということ。自ら立ち上がり動き出す

とおのずと支援は集まるものだ。

私は、この活動を一つのモチベーションとし、今後の支援活動につなげていきたいと思う。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

日時 6月1日(金)

午前10時～午後3時

場所 高森町芙蓉館

TEL (62)21158-11

担当者 各町村人権擁護委員  
6名程度



## 人権擁護委員制度をご存知ですか？

本村の人権擁護委員の皆さんです（敬称略）

- ◆ 高橋 悅子（吉田二）
- ◆ 渡邊 吉保（中松二）
- ◆ 甲斐謙一郎（第四駐在）
- ◆ 古澤喜代子（第八駐在）
- ◆ 岩根 明子（下野）
- ◆ 藤本 正則（東下田）

※ 人権養護委員は、南阿蘇村長から推薦され、法務大臣が委嘱しました。